

## 湖西市税務地図情報システム構築業務公募型プロポーザル評価要領

### 1. 選定の対象となる事業者

選定は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 湖西市税務地図情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき参加資格があることを確認された事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 湖西市税務地図情報システム機能要件において必須機能とする項目が「対応不可」でないこと。

### 2. 評価方法

- (1) 評価方法は、提案見積金額による価格点及びシステム機能要件の適合状況、事業提案に関するプレゼンテーション及びシステム機能提案に関するプレゼンテーションによる技術点で構成される合計評価点で競うものとする。提出書類については、次のとおりとする。

ア 会社概要書（様式2）

添付書類 会社案内のパンフレット等

イ 事業提案書（様式6）

添付資料 事業提案書

ウ システム機能提案書（様式7）

添付資料 システム機能提案書

エ 湖西市税務地図情報システム機能要件（様式8）

オ 代替機能書（様式9）

カ 見積書（様式10）

- (2) 合計評価点に対する各評価項目の配点は次のとおりとする。

- ・価格点 提案見積金額 100点
- ・技術点 システム機能要件の適合状況 440点
- ・事業提案及びシステム機能提案に関するプレゼンテーション 360点
- ・合計 900点

### 3. 評価方法の共通事項

- (1) 各項目の評価点に端数が生じた場合、小数点第三位を四捨五入とする。
- (2) 価格点、システム機能要件の適合状況の評価及び事業提案及びシステム機能提案に関するプレゼンテーションの3項目を合計した値（合計評価点）に端数が生じ

た場合、小数点第一位を切り捨てた結果を最終的な合計評価点とする。

#### 4. 価格点による評価（100点満点）

価格点は提案者から提出された初期導入費を要する見積書（様式10）の提案金額から以下のとおり算出する。

なお、提出された見積書（様式10）の見積もり金額を「提案見積金額」とする。その中で以下の区分に応じた係数を乗じて評価を実施する。

評価

- A 最も安価である。 1.0
- B 次点で安価である。 0.7
- C その他の価格である。 0.3

#### 5. 技術点による評価（800点満点）

##### （1）システム機能要件の適合状況の評価（440点満点）

ア 湖西市税務地図情報システム機能要件（様式8）に記載された事項について、各項目の配点に基づき以下の区分に応じた係数を乗じて評価を実施する。

評価

- A 標準機能により適合 1.0
- B 代替え機能により適合 0.7
- C カスタマイズにより適合 0.3
- D 対応不可 0.0

##### （2）事業提案及びシステム機能提案に関するプレゼンテーション（360点満点）

ア 評価方法

事業提案書、システム機能提案書を基に、事業提案及びシステム機能提案に関するプレゼンテーション内容が分かりやすく、湖西市が求める「税務地図情報システム」の構築を担う能力を有しているかどうか、評価を実施する。

評価

- A 分かりやすく、提案が優れている。 1.0
- B 概ね分かりやすく、要求を満たしている。 0.7
- C 一般的である。 0.3
- D 分かりにくく、提案を満たしていない 0.0

##### （3）評価者及び集計方法

ア 評価者

湖西市税務地図情報システム選定委員が評価を行う。

## イ 集計方法

評価項目毎の配点に各選定委員の評価結果の平均係数を乗じた値を得点とし、全項目の得点の合計を評価点とする。

### 6. 優先交渉権者の決定

- (1) 提案見積金額、システム機能要件の適合状況、事務提案及びシステム機能提案に関するプレゼンテーションによる評価点の合計点を算出する。
- (2) 合計評価点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、合計評価点が2番目に高い提案者を第2位優先交渉権者とする。
- (3) 合計評価点と同点の場合はシステム機能要件の適合状況の合計評価点の高いものを優先交渉権者とする。
- (4) 参加者が1者の場合でも評価を実施し、全審査項目の合計配点の6割以上を、当該参加者の優先交渉権者とする。
- (5) 複数の参加者があった場合であっても、全審査項目の合計配点の6割以上なければ、優先交渉権者は選定しないものとする。
- (6) 優先交渉権者と協議の結果、構築事業者として見送られた場合は、次順位の者を優先交渉権者との交渉により湖西市税務地図情報システム構築事業者を決定する。

以 上